

「工場立地法見直しの主要論点」における個別検討事項(案)

1. 敷地外緑地・環境施設

事業者は、届出を受理する自治体の長(以下、「届出先自治体」という。)に対して申出を行い、工場敷地外の緑地又は環境施設が、周辺住環境に近接しており、当該工場の敷地隣接地域の賛同及び届出先自治体の同意が得られる場合には、その面積を当該工場の緑地面積又は環境施設面積に算入できることとする。

(注)第11回小委員会配布「工場立地法見直しの主要論点(案)」2.(1)関連。

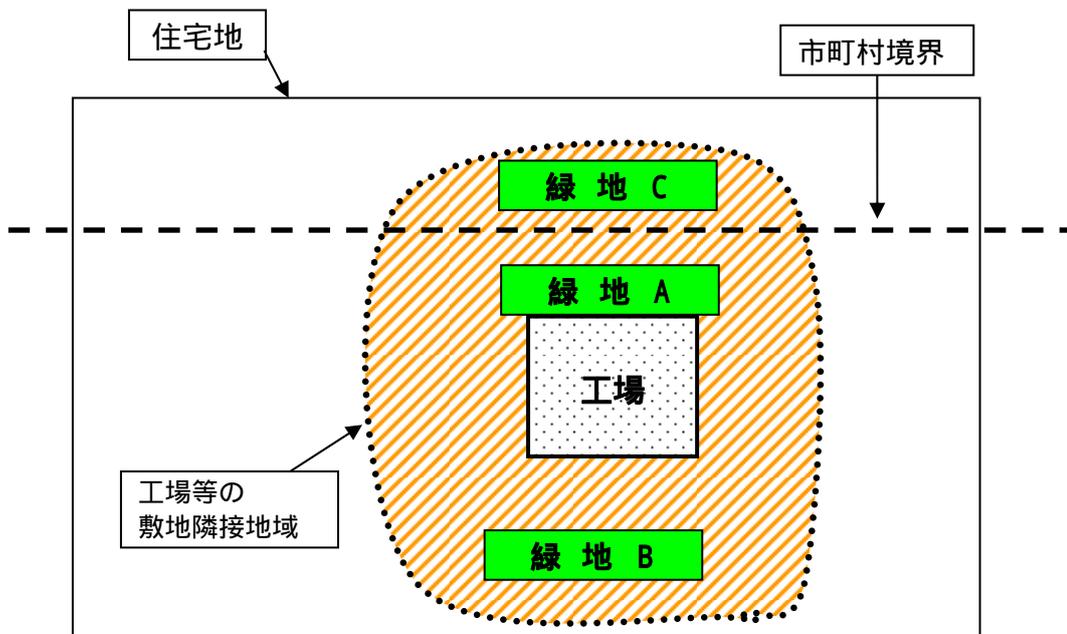
【条件】

当該敷地外緑地等が周辺住環境に近接していること。

【条件】

工場の敷地隣接地域の賛同及び届出先自治体の同意が得られること。

【イメージ図】



緑地Aは、工場の敷地と一団の土地と認められる場合(工場の所有地又は借地である場合)は、工場の緑地として認められている。

【論点】

「工場の敷地隣接地域」をどの範囲とするか。

(例1)工場敷地に接する住居地域

(例2)工場敷地に隣接する自治会エリア

(例3)工場が立地している市町村エリア

「工場の敷地隣接地域の賛同」は、どの程度のレベルのものを求めるか。

(例1)工場の敷地隣接地域の全住民の同意

(例2)工場の敷地に隣接する自治会の賛成

2. 公共緑地・環境施設

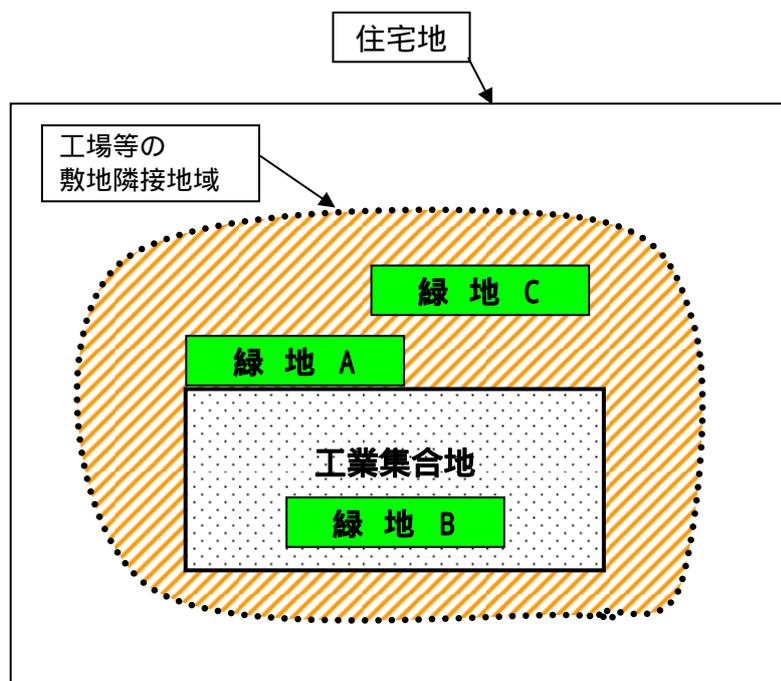
事業者は、届出先自治体に対して申出を行い、工業集合地に隣接して存在する公共緑地又は公共環境施設(以下「公共緑地等」)について、当該公共緑地等を所有管理する公共体及び届出先自治体が認める場合には、当該公共緑地等の面積を各工場の緑地等面積に算入することができることとする。

(注)第 11 回小委員会配布「工場立地法見直しの主要論点」2.(2)関連。

【条件】

当該公共緑地等を所有管理する公共体及び届出先自治体が同意すること。

【イメージ図】



緑地A、Bは現行の集合地特例で認められている。

【論点】

緑地Cは工業集合地に隣接していないが、1.の条件を満たす場合には、隣接した緑地(緑地A、B)と同様のものとして扱えるか。

複数工場への割り振りは、自治体の判断に委ねることが適当か。

3. 「緑の質」の反映

事業者は、届出先自治体に対して申出を行い、工場等周辺から視認した場合において、工場等敷地及び周辺部に整備された樹林、生垣等によって十分な緑視量が確保されていると認められる場合には、周辺住環境との十分な調和が確保されているものとみなす。

(注) 第 11 回小委員会配布「工場立地法見直しの主要論点」の 2.(3) 関連

【条件】

工場等周辺から視認した場合において、工場等敷地及び周辺部に整備された樹林、生垣等によって十分な緑視量が確保されていること。

【条件】

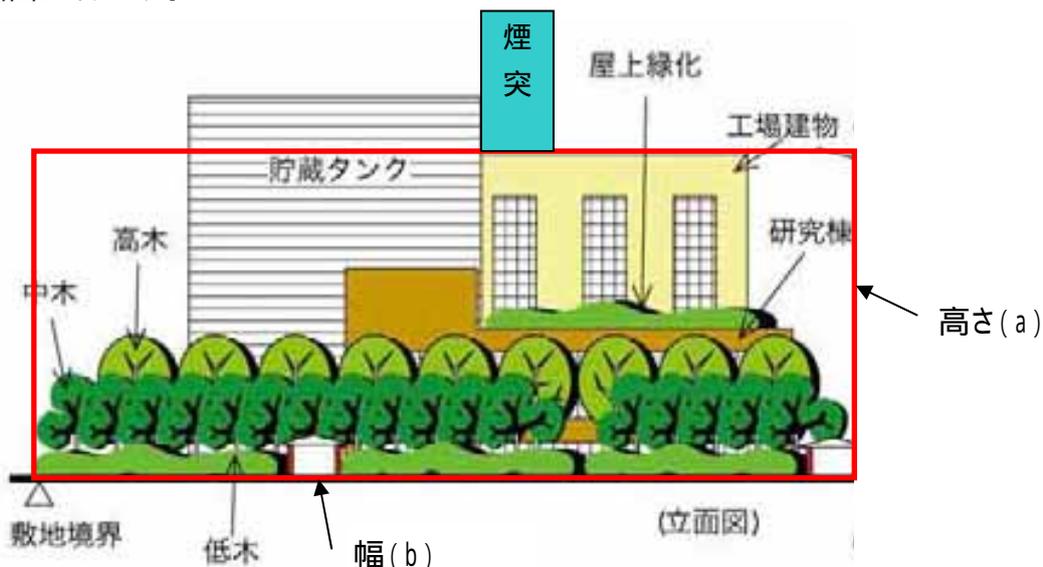
届出先自治体が同意すること。

(注) 「十分な緑視量」の有無を定量的に確認するため、当該工場等の緑視率を算定する。緑視率の算定方法及び「十分な緑視量」は次のとおりとする。

工場近隣の住環境(住環境の分布の状況に応じて4～8地点程度)を視点とする当該工場の立面図を作成し、当該立面図上において緑視率を算定する。

「十分な緑視量」の基準とする緑視率の下限値については、周辺住環境にとって好ましい水準を確保することが必要であり、今後、実際の特定工場の緑視率も調査した上で設定する。

【立面図のイメージ】



(注1) 高さ(a): 立面図内にある生産施設の高さの最大値

(注2) 幅(b): 敷地境界で仕切られる工場敷地の幅

(注3)緑視率の算定式:

$$\text{緑視率} = \frac{\text{緑の面積}}{a \times b (\text{算定を行う枠の面積})}$$

【論点】

届出先自治体の同意基準となる「十分な緑視量」について、どの程度の緑視率を水準とするのか。

(参考)第9回小委員会における奥水肇明治大学農学部教授プレゼン資料抜粋

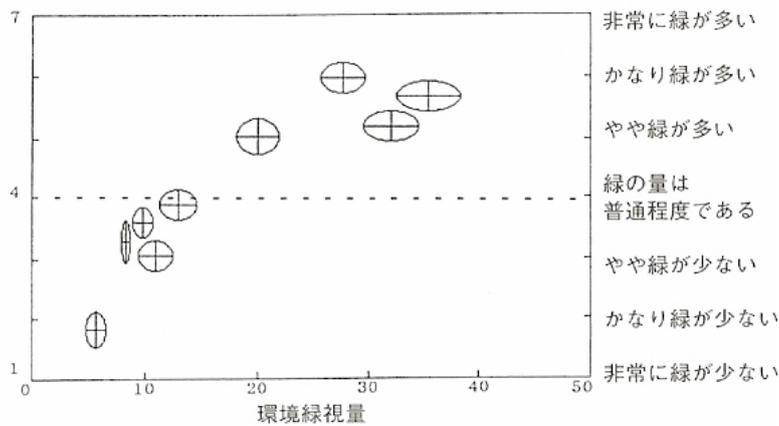


図 2-83 環境緑視量と緑量の相対的評定値の関係

環境緑視量(率)が20%を超えると、緑が多いと感じるようになる。

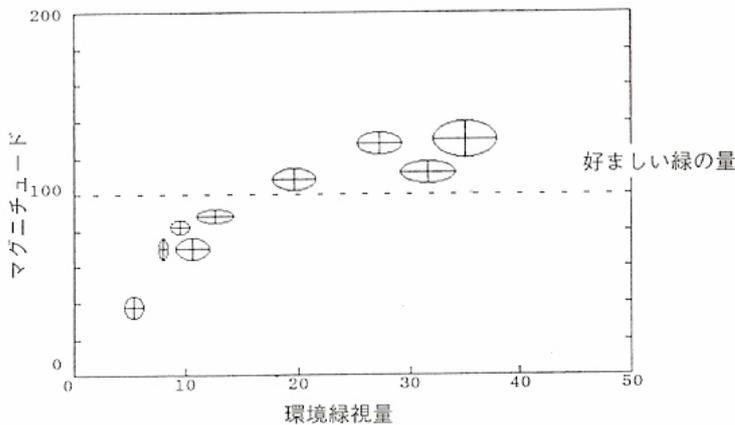


図 2-84 環境緑視量と緑量の ME 評定値の関係

環境緑視量(率)が20%を超えると、好ましい緑の量だと感じるようになる。

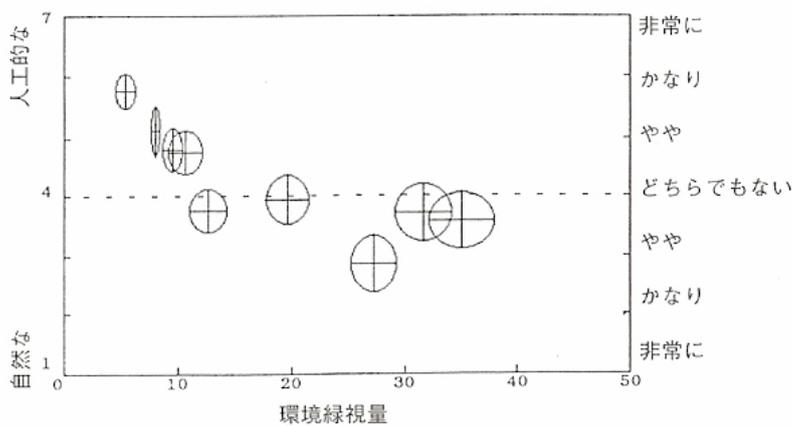


図 2-85 環境緑視量と「自然性」の印象評価の関係

環境緑視量(率)が20%を下回ると、人工的な景観だと感じるようになる。

(図の出典) 日本建築学会編『建築と都市の緑化計画』(彰国社) P70